

（名称）

第 1 条 本団体は「中部大学マルチメディアコミュニケーションクラブ」と称し、「MMC」を通称とする。

（目的）

第 2 条 本団体は映像制作、写真撮影等の表現活動を通して、団体内部の親睦を深めることを目的とする。

（活動）

第 3 条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第 4 条 第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 映像制作、写真撮影等に関する活動
- (2) 映像制作、写真撮影等に関する機材の保護活動
- (3) その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

（組織構成）

第 5 条 本団体は、中部大学の学生を構成員（以下「部員」という。）として組織する。

（役員）

第 6 条 本団体には、部長、会計を置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

（顧問）

第 7 条 マルチメディアコミュニケーションクラブに顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

（会計）

第 8 条 部員は活動するために、物品購入など必要があれば経費を納めるものとする。金額は部長、会計が決め、部員に承認を得るものとする。

第 9 条 会計年度は原則、4 月から翌年 3 月までとし、年に一度、部員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

第 10 条 物品購入の際は、レシート若しくは、領収証を発行してもらおう。これを会計担当者が管理する。

第 11 条 立て替え等の場合の返金は、レシート若しくは、領収証と引き換えに行う。返金するか

どうか（経費で精算するか）は、会計担当者が判断する。

#### （入部及び退部）

第12条 入部希望者は、部長にその旨を伝え、会則や規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第13条 退部を希望する部員は、部長にその旨を伝え、退部届を提出する。

第14条 部長は退部を希望する部員に対して、速やかに手続きを行うものとする。また、役員である者は、後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退部を認める。

#### （規約の変更）

第15条 規約の変更は、役員の会議を経た後、部員の3分の2の承認を得るものとする。

#### （事故防止の義務）

第16条 マルチメディアコミュニケーションクラブの構成員全てが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

#### （罰則）

第17条 部員が以下の行為を行った場合は、その程度により注意喚起し、又は退部を促すことがある。

- (1) 第2条の目的から外れた活動を行ったとき。
- (2) 役員が職務を遂行しなかったとき。
- (3) 本団体の活動を著しく妨害した時。
- (4) 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本文に反する行為があったとき。

#### 附則

本規約は、1999年4月1日から施行する。

#### 附則

本規約は、2025年4月1日から施行する。